

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29年ー19 (29.5.30)	議 会	<p>議会運営委員会委員の決定及び動画公開等について</p> <p>▶請願理由</p> <p>(1) 議会運営委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第3項に規定する委員会をいう。以下同じ。）は、各会派が、議会運営のあり方を協議する常設の常任委員会として、地方自治法の改正で正式に規定され、同法第109条第2項で定める常任委員会と同じく、地方自治法上の常任委員会として規定されたところである。議会における決定は、結果として多数決により決せられるものであるが、議員間で真摯に議論し、各会派の異なる意見を慎重に集約した上で、少数会派もその議事に、議決権を行使して参与することが求められている。</p> <p>鳥取県議会においては、少数会派や無所属議員にも一般質問の時間が与えられ、知事への会派要望にも少数会派や無所属議員への時間が割り振られるなど、開かれた議会に向けての格別の努力がなされており、このことに敬意を表するものである。</p> <p>一方、現在、議会運営委員会のメンバー構成は、3名以上の会派で11人の委員定数を按分し、自民党7、民進党3、公明党1と、あらかじめその議席が決められており、少数会派や無所属議員は、オブザーバー（議会運営委員会の委員外議員）として、発言は一応できるが、議決権・決定権がないものとなっている。他方、地方自治法には、議会運営委員の人数を所属会派の人数に応じて按分する旨の規定はない。他議院を見ても、少数会派でも、当然に議会運営委員会の委員を構成する所も多く、これはあくまでも例示だが、たとえば、各会派1人又は2人ずつという所もあるようである。</p> <p>議会運営委員会は、あくまでも議事日程など手続的なことを決めるものであり、実態的な議案は本会議で多数決によって決めるので、他の委員会と同じように、いろいろな会派に参加権はあるべきだと思われる。</p> <p>開かれた議会を標榜する鳥取県議会においても、議会運営委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参与できるよ</p>	<p>足羽 佑太 (倉吉市)</p> <p>(紹介議員) 市谷 知子 錦 織陽子</p>

うにすることを願います。
(2) 議会運営委員会は、上述のとおり、地方自治法上の正式な常任委員会であるところ、他の常任委員会と同じく、県民の知る権利を担保するため、動画の公開をお願いする（どうしても議事録の公開は事後になり結構時間がかかる上、雰囲気がかめない。）。なお、国会においても、議院運営委員会の動画は公開されており、他の市議会等でも公開されているところが多い。

また、議会運営委員会については、地方自治法第 130 条第 3 項の委任により定められた鳥取県議会傍聴規則（昭和 38 年鳥取県議会規則第 2 号）には、「傍聴席は、一般席及び県政記者席に分ける」、「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる」など、委員会の傍聴に係る規定があり、地方自治法やこの規則によれば議会運営委員会も傍聴の対象となることが考えられるが、現実に議会運営委員会の傍聴はなされておらず、傍聴受付や座席の準備、ウェブサイトでの公開などもされていない。については、議会運営委員会が傍聴可能な環境を整備することを願います。

▶**請願事項**

- (1) 議会運営委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参与できるようにすること。
- (2) 議会運営委員会の動画をインターネット公開し、また、議会運営委員会の傍聴が可能な環境を整備すること。